

令和7年9月

第4回（定例会）

香芝市議會議案

香 芝 市

目 次

| | | |
|---------|--|------|
| 報第 11 号 | 令和 6 年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率の報告について----- | 1 頁 |
| 報第 12 号 | 損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について----- | 3 頁 |
| 議第 54 号 | 香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定することについて----- | 5 頁 |
| 議第 55 号 | 香芝市議会議員及び香芝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正することについて----- | 16 頁 |
| 議第 56 号 | 香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正することについて----- | 18 頁 |
| 議第 57 号 | 香芝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正することについて----- | 21 頁 |
| 議第 58 号 | 香芝市手数料条例の一部を改正することについて----- | 24 頁 |
| 議第 59 号 | 香芝市立学童保育所条例の一部を改正することについて----- | 26 頁 |
| 議第 60 号 | 香芝市デマンド交通の運行に関する条例の一部を改正することについて----- | 28 頁 |
| 議第 61 号 | 香芝市消防団条例の一部を改正することについて----- | 30 頁 |
| 議第 62 号 | 香芝市駅前整備基金条例を廃止することについて----- | 32 頁 |
| 議第 63 号 | 令和 7 年度香芝市一般会計補正予算（第 5 号）について----- | 34 頁 |
| 議第 64 号 | 令和 7 年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について----- | 35 頁 |
| 議第 65 号 | 令和 7 年度香芝市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について----- | 36 頁 |

| | |
|-------|--|
| 議第66号 | 奈良県葛城地区清掃事務組合規約の一部を変更することについて-----37頁 |
| 認第1号 | 令和6年度香芝市一般会計歳入歳出決算の認定について-----39頁 |
| 認第2号 | 令和6年度香芝市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について-----40頁 |
| 認第3号 | 令和6年度香芝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について-----41頁 |
| 認第4号 | 令和6年度香芝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について-----42頁 |
| 認第5号 | 令和6年度香芝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について-----43頁 |
| 認第6号 | 令和6年度香芝市財産区財産特別会計歳入歳出決算の認定について-----44頁 |
| 認第7号 | 令和6年度香芝市水道事業会計決算の認定について-----45頁 |
| 認第8号 | 令和6年度香芝市下水道事業会計決算の認定について-----46頁 |
| 同第3号 | 香芝市教育委員会の委員の任命につき同意を求めるについて-----47頁 |
| 同第4号 | 香芝市公平委員会の委員の選任につき同意を求めるについて-----48頁 |
| 諮第2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて-----49頁 |

報第11号

令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率
の報告について

香芝市の令和6年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、次のとおり報告する。

令和7年9月1日報告

香芝市長 三橋和史

健全化判断比率及び資金不足比率の状況（令和6年度）

香芝市

1 健全化判断比率（第3条第1項関係）

(単位：%)

| 実質赤字比率 | 連結実質赤字比率 | 実質公債費比率 | 将来負担比率 |
|--------------|--------------|----------------|-----------------|
| — (12.63) | — (17.63) | 10.7 (25.0) | 46.1 (350.0) |

2 資金不足比率（第22条第1項関係）

(単位：%)

| 特別会計の名称 | 資金不足比率 |
|---------|-------------|
| 水道事業 | — (20.0) |
| 下水道事業 | — (20.0) |

備考

- 1 実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足額がない場合は、「—」を記載する。
- 2 香芝市の早期健全化基準及び経営健全化基準を括弧内に記載する。

損害賠償の額の決定及び和解の専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、道路の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和7年9月1日報告

香芝市長 三橋和史

専 決 処 分 書

道路の管理の瑕疵に起因して発生した事故の損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年7月17日

香芝市長 三橋和史

1 相手方

住所

[REDACTED]

氏名

[REDACTED]

2 事故の概要

令和7年3月18日午後4時00分頃、田尻465番1先の市道4-17号線を相手車が東方向へ走行していたところ、横断側溝を通過した際、右後方のタイヤがグレーチングを跳ね上げリアバンパーに接触し、破損したものである。

3 和解条項

- (1) 香芝市は、相手方に対し、本件事故に対する損害賠償として416,328円の支払義務があることを認め、これを支払う。
- (2) 香芝市及び相手方は、互いに本和解条項に定めるもののほか、本件請求原因事項に関し、何ら債権、債務を有しないことを確認する。

4 所管課

都市創造部公園道路管理課

議第 54 号

香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例を制定することについて

香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を次の
とおり制定する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

香芝市長 三橋 和史

香芝市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第19条）

第2章 乳児等通園支援事業

　第1節 通則（第20条）

　第2節 一般型乳児等通園支援事業（第21条—第24条）

　第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条）

第3章 雜則（第27条）

附則

　第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営の基準（以下「最低基準」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（最低基準の目的）

第2条 最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員（乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「乳児等通園支援事業所」という。）の管理者を含む。以下同じ。）が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、乳児等通園支援事業を利用している乳児又は幼児（以下「利用乳幼児」という。）が、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 市長は、児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する乳児等通園支援事業を行う者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる。

2 香芝市（以下「市」という。）は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と乳児等通園支援事業者）

第4条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第5条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、その行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、自らその提供する乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- 5 乳児等通園支援事業所には、法に定める事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。
- 6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第6条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消防用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意及び訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、少なくとも毎月1回、避難及び消火に関する訓練を行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第7条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るために、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
(自動車を運行する場合の所在の確認)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（利用乳幼児の降車の際に限る。）を行わなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)

第9条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第11条 乳児等通園支援事業所は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第12条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又

は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第14条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第15条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し、運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第16条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第17条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の遭遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならぬ。

(秘密保持等)

第18条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第19条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、市からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 乳児等通園支援事業

第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第20条 乳児等通園支援事業は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であつて次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であつて、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

第2節 一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第21条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児を利用する一般型乳児等通園支援事業所には、保育室又は遊戯室及び便所を設けること。
- (6) 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (7) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物にあっては次のイ、ロ及びヘの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物にあっては次に掲げる要件に該当するものであること。
イ 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。
ロ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

| 階 | 区分 | 施設又は設備 |
|----|-----|---|
| 2階 | 常用 | 1 屋内階段 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段 |
| 3階 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 |

| | | |
|--------|-----|--|
| | | 2 屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段 |
| 4階以上の階 | 常用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |
| | 避難用 | 1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段 |

ハ 口に掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からそのいずれかに至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

ニ 一般型乳児等通園支援事業所に調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下ニにおいて同じ。）を設ける場合には、当該調理設備以外の部分と一般型乳児等通園支援事業所の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(イ) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(ロ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 一般型乳児等通園支援事業所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 一般型乳児等通園支援事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防炎処理が施されていること。

(9) 駐車場を設置する場合は、駐車場及びその周辺において、主に利用乳幼児及びその保護者の安全が確保されるよう配慮すること。

(職員)

第22条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の5第5項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

2 乳児等通園支援従事者の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳未満の幼児おおむね6人につき1人以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。ただし、一の一般型乳児等通園支援事業所につき2人を下回ることはできない。

3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事するものでなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員を1人とすることができる。

(1) 当該一般型乳児等通園支援事業と保育所、認定こども園、幼稚園その他の施設又は事業（以下「保育所等」という。）とが一体的に運営されている場合であって、当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の職員（保育その他の子育て支援に従事する職員に限る。）による支援を受けることができ、かつ、専ら当該一般型乳児等通園支援事業に従事する職員が保育士であるとき。

(2) 当該一般型乳児等通園支援事業を利用している乳幼児の人数が3人以下である場合であって、保育所等を利用している乳幼児の保育が現に行われている保育室等において当該一般型乳児等通園支援事業が実施され、かつ、

当該一般型乳児等通園支援事業を行うに当たって当該保育所等の保育士による支援を受けることができるとき。

(乳児等通園支援の内容)

第23条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者的心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第24条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡を取り、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第25条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「余裕活用型乳児等通園支援事業所」という。）の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年奈良県条例第39号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 奈良県認定こども園の認定の要件に関する条例（平成18年奈良県条例第22号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 奈良県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（平成26年奈良県条例第25号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 香芝市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第13号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第26条 第21条第9号、第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」と、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」と読み替えるものとする。

第3章 雜則

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

香芝市議会議員及び香芝市長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正することについて

香芝市議会議員及び香芝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条
例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

香芝市長 三橋 和史

香芝市議会議員及び香芝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

香芝市議会議員及び香芝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成7年条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条ただし書中「香芝市に」を「香芝市（以下「市」という。）に」に改める。

第4条中「香芝市」を「市」に改める。

第6条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第8条中「香芝市」を「市」に、「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第9条中「香芝市」を「市の区域」に改める。

第11条中「香芝市は」を「市は」に、「541円31銭」を「586円88銭」に、「香芝市に」を「市の区域に」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の香芝市議会議員及び香芝市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議第 56 号

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
することについて

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

香芝市長 三橋 和史

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「第19条第1項」を「第20条第1項」に改める。

第21条を第22条とし、第20条を第21条とする。

第19条第1項中「請求又は申出（次条において「請求等」という。）」を「請求等」に改め、同条を第20条とする。

第18条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした職員に対する意向確認等）

第19条 任命権者は、香芝市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）第27条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）出生時両立支援制度等の請求又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置

（3）香芝市職員の育児休業等に関する条例第27条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置

2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2）育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置

（3）対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置

3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第19条第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議第 57 号

香芝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正すること
について

香芝市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

香芝市長 三橋 和史

香芝市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

香芝市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第1項及び第2項」を「第19条第1項から第3項まで及び第5項」に改める。

第19条第2号中「及び勤務日ごとの勤務時間」を削り、「（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く」を「を除く。次条において同じ。」に改める。

第20条の見出し中「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第1項中「部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を「育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）」に改め、「承認は、」の次に「勤務時間条例第8条第1項に規定する」を加え、「（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下この条において同じ。）」を削り、同条第2項中「第17条第1項」を「第15条の2第1項」に、「部分休業」を「第1号部分休業」に改め、同条第3項中「部分休業」を「第1号部分休業」に改める。

第22条を削り、第25条を第29条とし、第24条を第28条とし、第23条を第27条とする。

第21条中「職員が」の次に「育児休業法第19条第1項に規定する」を加え、同条を第25条とし、同条の次に次の1条を加える。

（部分休業の承認の取消事由）

第26条 育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。

第20条の次に次の4条を加える。

（第2号部分休業の承認）

第21条 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

- (1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数
- (2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当

該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数
(育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間)

第22条 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間)

第23条 育児休業法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分

(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間

(育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情)

第24条 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（以下「第3項変更」という。）をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の香芝市職員の育児休業等に関する条例第23条の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

議第 58 号

香芝市手数料条例の一部を改正することについて

香芝市手数料条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

香芝市長 三橋 和史

香芝市手数料条例の一部を改正する条例

香芝市手数料条例（平成12年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第5条第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

別表17の項中「（キオスク端末による申請に基づく交付（住民票の写しの交付に限る。）にあっては、1通につき200円）」を削り、同表22の項中「（キオスク端末による申請に基づく交付にあっては、1通につき200円）」を削り、同表31の項中「、数量、大きさにより次」を「に応じて、次」に、「1に切り上げる。）に1, 500円」を「、1に切り上げる。）に1, 500円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

議第 59 号

香芝市立学童保育所条例の一部を改正することについて

香芝市立学童保育所条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

香芝市長 三橋 和史

香芝市立学童保育所条例の一部を改正する条例

香芝市立学童保育所条例（平成2年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第2条の表旭ヶ丘第1学童保育所の項を削り、同表旭ヶ丘第2学童保育所の項中「旭ヶ丘第2学童保育所」を「旭ヶ丘学童保育所」に改める。

附 則

この条例は、令和7年1月4日から施行する。

議第 60 号

香芝市デマンド交通の運行に関する条例の一部を改正すること
について

香芝市デマンド交通の運行に関する条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市デマンド交通の運行に関する条例の一部を改正する条例

香芝市デマンド交通の運行に関する条例（平成27年条例第7号）の一部を
次のように改正する。

第3条中「市」を「香芝市」に改める。

第6条中「の各号」を削り、同条第1号中「市内」を「香芝市内」に改める。

別表中学生以上の項中「200円」を「500円」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

議第 61 号

香芝市消防団条例の一部を改正することについて

香芝市消防団条例の一部を次のとおり改正する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

香芝市長 三橋和史

香芝市消防団条例の一部を改正する条例

香芝市消防団条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第13条の見出しを「（表彰）」に改め、同条第1項中「市長及び」を削り、同条第2項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 62 号

香芝市駅前整備基金条例を廃止することについて

香芝市駅前整備基金条例を次のとおり廃止する。

令和 7 年 9 月 1 日提出

香芝市長 三橋和史

香芝市駅前整備基金条例を廃止する条例

香芝市駅前整備基金条例（昭和61年条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 6 3 号

令和 7 年度香芝市一般会計補正予算（第 5 号）について

令和 7 年度香芝市一般会計補正予算（第 5 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

議第 64 号

令和 7 年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）
について

令和 7 年度香芝市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

香芝市長 三橋 和史

議第 65 号

令和 7 年度香芝市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について

令和 7 年度香芝市下水道事業会計補正予算（第 2 号）について、別紙のとおり議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

香芝市長 三橋和史

議第 66 号

奈良県葛城地区清掃事務組合規約の一部を変更することについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により、奈良県葛城地区清掃事務組合規約の一部を次のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

香芝市長 三橋 和史

奈良県葛城地区清掃事務組合規約の一部を変更する規約

奈良県葛城地区清掃事務組合規約（昭和38年8月26日奈良県指令地第466号）の一部を次のように変更する。

第3条の表第1号の項右欄中「香芝市」を削る。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

認第1号

令和6年度香芝市一般会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度香芝市一般会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和7年9月1日提出

香芝市長 三橋和史

認第2号

令和6年度香芝市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の
認定について

令和6年度香芝市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和7年9月1日提出

香芝市長 三橋和史

認第3号

令和6年度香芝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の
認定について

令和6年度香芝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和7年9月1日提出

香芝市長 三橋和史

認第4号

令和6年度香芝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

令和6年度香芝市介護保険特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和7年9月1日提出

香芝市長 三橋和史

認第 5 号

令和 6 年度香芝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

令和 6 年度香芝市土地取得特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

認第 6 号

令和 6 年度香芝市財産区財産特別会計歳入歳出決算の
認定について

令和 6 年度香芝市財産区財産特別会計歳入歳出決算について、別紙のとおり
認定を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

認第 7 号

令和 6 年度香芝市水道事業会計決算の認定について

令和 6 年度香芝市水道事業会計決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和 7 年 9 月 1 日提出

香芝市長 三 橋 和 史

認第8号

令和6年度香芝市下水道事業会計決算の認定について

令和6年度香芝市下水道事業会計決算について、別紙のとおり認定を求める。

令和7年9月1日提出

香芝市長 三橋和史

香芝市教育委員会の委員の任命につき同意を求めるについて

令和7年9月30日付けで任期満了予定の香芝市教育委員会の委員の任命について、次の者を本市教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月1日提出

香芝市長 三橋和史

| 住 所 | 氏 名 | 生 年 月 日 |
|------------|---------|------------|
| [REDACTED] | 田 中 圭 子 | [REDACTED] |

同第4号

香芝市公平委員会の委員の選任につき同意を求めるについて

令和7年9月30日付けで任期満了予定の香芝市公平委員会の委員の選任について、次の者を本市公平委員会の委員に選任したいので、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求める。

令和7年9月1日提出

香芝市長 三橋和史

| 住 所 | 氏 名 | 生 年 月 日 |
|------------|---------|------------|
| [REDACTED] | 吉 村 孝 勝 | [REDACTED] |

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和7年9月1日提出

香芝市長 三橋和史

| 住 所 | 氏 名 | 生 年 月 日 |
|------------|-------|------------|
| [REDACTED] | 米田 育弘 | [REDACTED] |